

馬に由来する肉骨粉等の
大臣確認手続き 並びに
豚、馬及び家きんに由来する
肉骨粉等の原料収集先の
追加等に関する
手続マニュアル

(未定稿)

令和2年5月28日
農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課

目 次

1. 肉骨粉等の製造基準等の改正	
(1) これまでの経緯及び製造基準等改正の内容	3
(2) 馬肉骨粉等の製造基準	5
(3) 農林水産大臣による確認制度	7
2. 馬肉骨粉等の原料収集先が具備すべき要件	
(1) と畜場	8
(2) カット場	9
(3) 食品加工工場	10
3. 原料混合肉骨粉の原料（豚・馬・家きん混合原料）収集先が具備すべき要件	
(1) と畜場（豚・馬共用）	11
(2) カット場等（豚・馬・家きん共用）	12
(3) 食品加工工場	13
4. 原料収集先に関する製造基準適合確認関係手続	
(1) 自主確認及び事前相談	13
(2) 同行調査の実施	14
(3) 申請書、変更届の提出	14
別添 1 契約例	15
別添 2 マニュアル例	18

このマニュアルは、令和2年5月の馬に由来する肉骨粉等の製造基準の新設、豚、馬及び家きんに由来する肉骨粉等の製造基準及び原料収集先の確認基準の改正等により、新規の原料収集先の追加や既存の原料収集先との間の契約変更をするに当たって、原料収集先のと畜場等や肉骨粉等の製造業者の皆様へ、遵守していただきたい要件や具体的な手続について取りまとめたものです。

1. 肉骨粉等の製造基準等の改正

(1) これまでの経緯及び製造基準等改正の内容

平成13年の牛海綿状脳症（BSE）の発生を受け、BSE発生防止の観点から、飼料安全法上、動物由来たん白質（ほ乳動物、家きん及び魚介類由来たん白質をいう。）を含む飼料を製造することを原則禁止しました。

ただし、豚や鶏の肉骨粉等は、BSEの感染源とならないと評価された（※1）ことから、牛等（牛、めん羊、山羊及びしか）由来の成分が混入しないよう分別管理した上で、と畜場、カット場、水産加工場等から出る動物由来たん白質を含む残さを原料とするチキンミール、肉骨粉や魚粉等（以下「肉骨粉等」という。）は、牛以外の家畜用飼料への利用を順次再開しました。

肉骨粉等については、肉骨粉等に牛等に由来するたん白質が混入しないようにするため、牛肉等を取り扱わない専用の設備で製造していること等を農林水産大臣が事前に確認する措置が執られており、この確認を受けた製造事業場のみが肉骨粉等を飼料として供給することができます。

（※1）平成16年、食品安全委員会は、豚や鶏の肉骨粉等を牛以外の家畜用飼料に利用することによる人への食品影響は無視できると評価。

飼料規制の見直しの経過

2001(H13).10	肉骨粉、魚粉、動物性油脂の製造・利用を禁止
2005(H17). 4	豚肉骨粉等について、交差汚染防止対策を講じた上で豚・鶏飼料への利用を再開
2008(H20). 5	豚肉骨粉等について、交差汚染防止対策を講じた上で養魚用飼料への利用を再開
2013(H25). 5	OIEより「無視できるBSEリスクの国」に認定
2015(H27). 4	牛肉骨粉の養魚用飼料への利用再開
2018(H30). 4	めん山羊・馬肉骨粉の養魚用飼料への利用再開



このたび、馬に由来する肉骨粉等（牛等に由来するたん白質が混入していないもの）の評価（※2）を受けて、豚・鶏用飼料への利用を認めることとしました（下図見直し①）。

(※2) 食品安全委員会は、馬について、これまで野外でのプリオン病の存在は報告されていないこと、馬のプリオンたん白質の構造がプリオン病への抵抗性に關与している可能性があるとの報告があること、平成29年からこれを覆す新たな知見がないこと等から、馬に由来する肉骨粉等の豚、鶏又はうずら用飼料への利用再開は、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる、と評価。

飼料規制の見直し①（見直し後）

① 馬肉骨粉の豚・鶏用飼料への利用再開
 （牛等に由来するたん白が混入していない馬肉骨粉について、豚・鶏用飼料への利用を認める）

由来動物		用途	牛用飼料	豚用飼料	鶏用飼料	養魚用飼料	ペットフード	肥料
牛 (※)	血粉等		×	×	×	○	×	○
	肉骨粉、蒸製骨粉等		×	×	×	○	×	○
めん羊・山羊 (※)	血粉等		×	×	×	○	×	×
	肉骨粉、蒸製骨粉等		×	×	×	○	×	×
豚	血粉等		×	○	○	○	○	○
	肉骨粉、蒸製骨粉等		×	○	○	○	○	○
鶏	フェザーミール、チキンミール等 (血粉等を含む)		×	○	○	○	○	○
	蒸製骨粉等		×	○	○	○	○	○
魚	魚粉		×	○	○	○	○	○
馬	血粉等		×	○	○	○	○	○
	肉骨粉、蒸製骨粉等		×	×→○	×→○	○	○	○
しか	血粉等		×	×	×	×	×	×
	肉骨粉、蒸製骨粉等		×	×	×	×	×	×
食品残さ (動物性たん白質を含むもの)			×	○	○	○	○	○

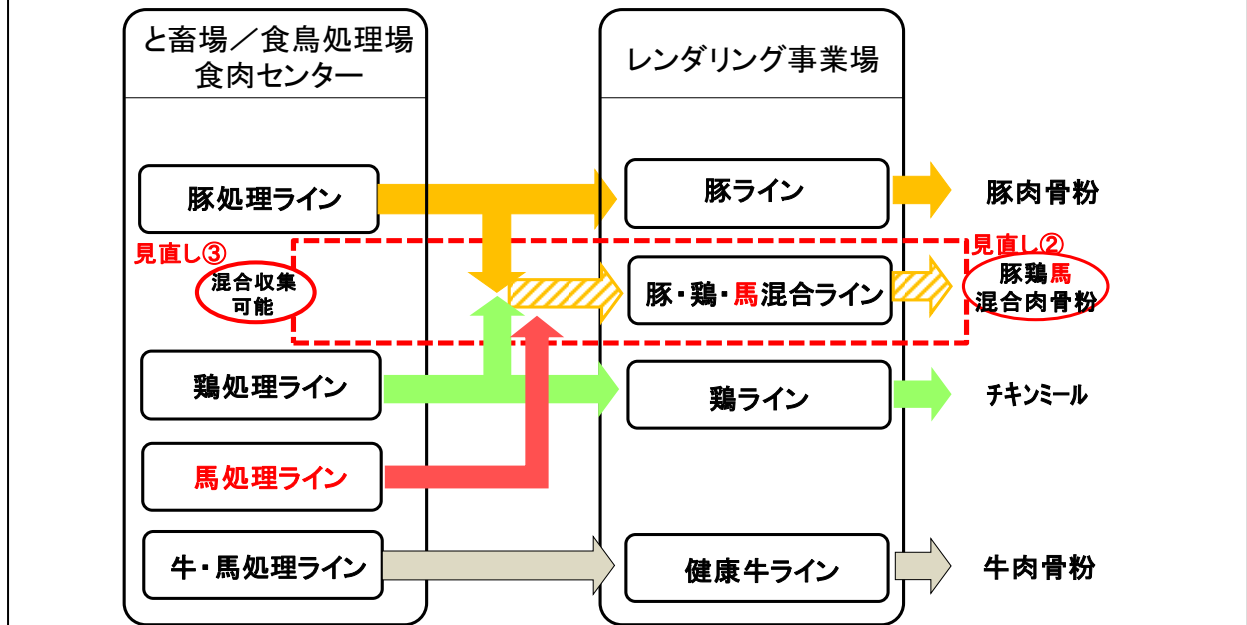
(※)死亡牛、死亡めん山羊、SRMの除去が要件

○:利用可能 ×:利用禁止

また、従来認められていた豚及び鶏の原料混合肉骨粉等に馬由来原料を加え、豚、馬及び鶏の原料混合肉骨粉等を製造することが認められました（下図見直し②）。さらに、これらの原料は、原料畜種を分別して収集し、飼料の製造工程の原料投入口で混合することと規定されていましたが、原料の収集過程での混合収集を認めることとしました（下図見直し③）。これにより、例えば、豚に由来する残さと鶏に由来する残さとの分別が不十分で肉骨粉等の原料収集先とすることができなかつたカット場等についても、牛等に由来するたん白質が混入する可能性がなければ、新たに原料収集先として契約を結ぶことが可能となります。

飼料規制の見直し②・③（見直し後）

- ②豚・鶏・馬混合肉骨粉の製造再開（既存の豚・鶏混合肉骨粉ラインへの馬残さの投入を認める）
 ③豚・鶏・馬混合肉骨粉の原料収集要件の見直し
 （豚・鶏・馬混合肉骨粉の原料（豚残さ、鶏残さ、馬残さ）の混合収集を認める）



(2) 馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉の製造基準

馬肉骨粉等を製造する飼料製造業者が満たすべき製造基準は以下のとおりです。

① 原料受入に係る基準

ア 収集先

馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「馬肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、確認基準（2参照）の要件を満たす原料収集先からの原料であって、原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない馬又は分娩後に子宮から排出された馬の胎盤であり、これら以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

イ 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、確認基準を満たした条件で輸送すること。ただし、農場から解体処理をされていない馬を輸送するに当たっては、馬以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

ウ 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に受入原料に馬以外の動物質原料が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

また、原料供給管理票が携行されていない原料については、馬由来以外の原料の混入がないことを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること、確認した原料供給管理票又は帳簿を8年間保存すること。

エ 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集に関わる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

(7) 原料収集先等は、確認基準を満たすこと。

(イ) 原料収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

② 製造に係る基準

ア 製造方法

確認を受ける馬肉骨粉等の製造工程は、①の要件を満たす原料以外の原料を用いる製造工程と完全に分離するとともに、①の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

イ 製造記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

③ 製品出荷に係る基準

ア 出荷先の確認

馬肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該肉骨粉等を使用する飼料製造工程が、牛用飼料の製造工程ではないことを確認すること。

イ 出荷工程

馬肉骨粉等の出荷に当たっては、①の要件を満たす原料以外から製造された動物由来たん白質が混入しないようにすること。

ウ 肉骨粉等供給管理票

馬肉骨粉等の出荷に当たっては、肉骨粉等供給管理票を作成し、製品の輸送時に携行すること。また、製品の出荷後、馬肉骨粉等の製造業者は、当該肉骨粉等が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

エ 出荷記録

法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

④ 製品輸送に係る基準

馬肉骨粉等の製品の輸送に当たっては、専用の容器で確認済飼料のみを輸送すること。

⑤ 製造・品質管理者

製造・品質管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務について、管理基準及び作業手順を整備し、本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、原

料・製品の品質について実地に管理・検査すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存すること。

(3) 農林水産大臣による確認制度

農林水産大臣による確認制度の概要は以下のとおりです。

動物由来たん白質の農林水産大臣による確認制度

- **動物由来たん白質を飼料利用**するためには、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の規定に基づき、**肉骨粉等製造業者が畜種別に分別管理された原料を用いて畜種別の専用ラインで製造**できることについて、農林水産大臣の確認が必要。
- 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣による確認手続きについて」（平成17年3月11日付け農林水産省消費・安全局長通知）に**と畜場、カット場等の原料収集先及び肉骨粉等工場における畜種別の分別管理又は専用処理の基準を規定**。

FAMIC

- 肉骨粉等の製造工場に立入検査、採取・分析
- 専用処理の基準への適合状況を確認

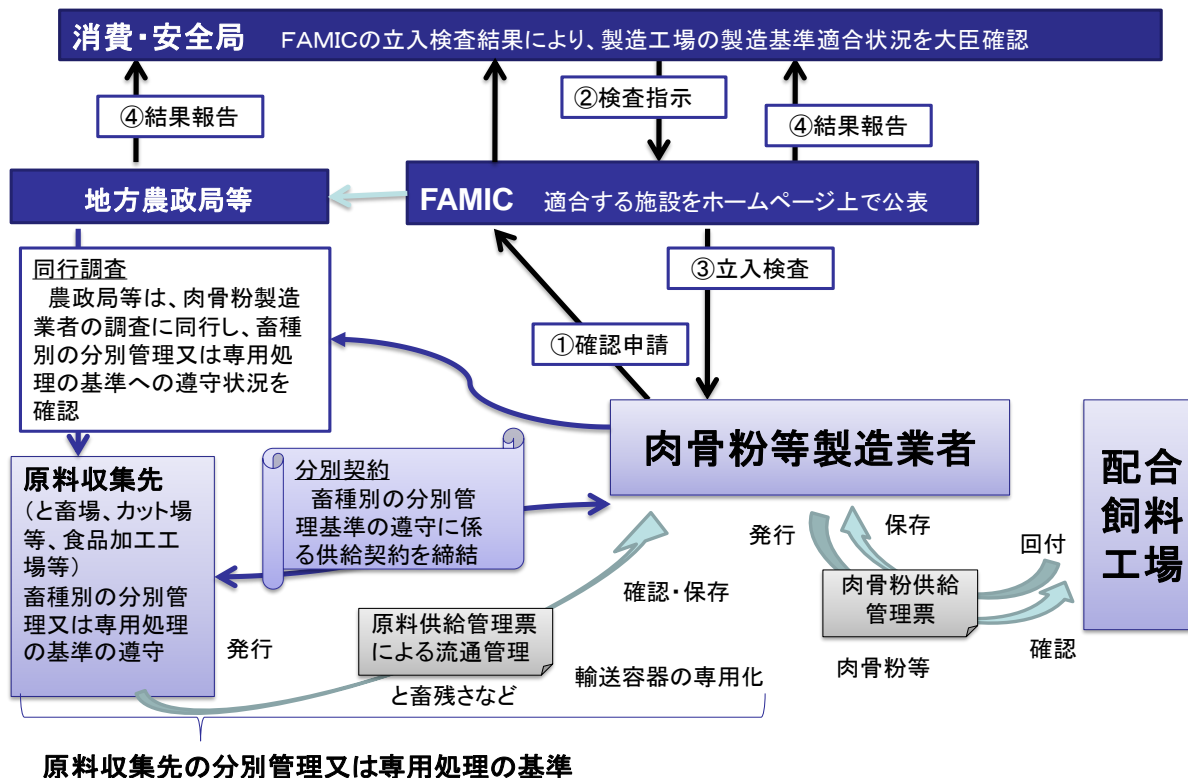
地方農政局等

- 肉骨粉等の製造業者が行う原料収集先（と畜場、カット場等）への調査に同行
- 分別管理又は専用処理の基準への適合状況を確認

農林水産大臣の確認を受けた製造工場の動物由来たん白質は、飼料利用可能

また、確認時のチェック体制は以下のとおりです。

肉骨粉等のチェック体制



2. 馬肉骨粉等の原料（馬由来）収集先が具備すべき要件

馬肉骨粉等の原料となる馬由来残さは、牛、豚、家きんその他の動物由来残さと分別して取り扱われている必要があります。一方、豚・馬・家きん原料混合肉骨粉の原料とする場合には、豚又は家きんとの分別がされていない馬由来残さも使用可能となります（3参照）。ここでは、馬肉骨粉等の原料収集先が具備すべき要件を記載します。

(1) と畜場

馬肉骨粉の原料となる馬由来残さの原料収集先であると畜場は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の原料とする馬に由来する副産物（以下「馬原料」という。）は、馬以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。
- ② 馬のと畜から枝肉になるまでの馬原料が排出される処理工程（以下「馬処理工程」という。）は、馬以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定すること。

なお、全ての馬処理工程を馬以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等が困難な場合にあつては、一部の馬処理工程について、壁で仕切る等の混入防止対策を施し、混入防

止区域に設定すること。

- ③ 馬処理工程の作業に当たっては、馬専用の器具を用いること。
- ④ 馬原料は、専用の保管容器に保存するとともに、馬原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
なお、一部の馬処理工程を混入防止区域とした場合にあっては、馬原料に混入防止区域以外から排出される副産物が混入しないよう分別され、保管されていること。
- ⑤ 混入防止区域の作業は、馬専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。馬以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。
なお、一部の馬処理工程を混入防止区域とした場合にあっては、馬処理工程の作業員が混入防止区域に立ち入る際に、作業着や靴等を洗浄すること。
- ⑥ 馬原料に馬原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。
- ⑦ 馬原料の出荷に当たっては、馬原料以外が混入していないことを確認責任者が確認した上で、原料供給管理票が発行されること。
- ⑧ 馬原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、馬原料を入れる容器は、馬原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。馬原料と馬原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、馬原料以外の動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。
- ⑨ ①から⑧までの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。
- ⑩ ①から⑨までが確実に実施されている馬原料を出荷すること。

(2) カット場等

馬肉骨粉の原料となる馬由来残さの原料収集先であるカット場等は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① と畜場等から輸送される馬の枝肉又は枝肉以外の可食部（頭部、足部、骨及び内臓をいう。）は、馬の枝肉又は枝肉以外の可食部（以下「枝肉等」という。）のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。馬の枝肉等の輸送容器は、馬の枝肉等の専用容器を用いるか、馬の枝肉等を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した馬以外の血液等を十分に落とした容器を用いること。
なお、カット場等より輸送されるカットされた馬肉等（骨を含む。以下「馬カット肉等」という。）は、馬カット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、馬カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。
- ② 馬の枝肉等及び馬カット肉等の保管から馬原料が生じるカット等の工程までは、馬以外の枝肉等及び馬カット肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。
- ③ カット等の工程の作業に当たっては、馬専用の器具を用いること。
- ④ 馬原料は、専用の保管容器に保存するとともに、馬原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
- ⑤ 混入防止区域の作業は、馬専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。馬以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。

- ⑥ 馬原料に馬原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。
- ⑦ 馬原料の出荷に当たっては、馬原料以外が混入していないことを確認責任者が確認した上で、原料供給管理票が発行されること。
- ⑧ 馬原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、馬原料を入れる容器は、馬原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。馬原料と馬原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、馬原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。
- ⑨ ①から⑧までの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。
- ⑩ ①から⑨までが確実に実施されている馬原料を出荷すること。

(3) 食品加工工場

馬肉骨粉の原料となる馬由来残さの原料収集先である食品加工工場（馬カット肉等を主たる原材料として加工する食品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場）は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 馬カット肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ（以下「馬加工食品残さ」という。）は、当該加工食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくはしかに由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないこと又は馬加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが確認されたものを馬原料とすること。
- ② 馬原料たる馬加工食品残さは、馬由来の肉、骨等を主体（動物質のものがおおむね5割以上）とするものであること。
- ③ 馬原料は、専用の保管容器に保存するとともに、馬原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
- ④ 馬原料の出荷に当たっては、馬原料以外が混入していないことを確認した上で、原料供給管理票が発行されること。
- ⑤ 馬原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、馬原料を入れる容器は、馬原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。馬原料と馬原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、馬原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。
- ⑥ ①から⑤までの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。
- ⑦ ①から⑥までが確実に実施されている馬原料を出荷すること。

3. 原料混合肉骨粉の原料（豚・馬・家きん混合原料）収集先が具備すべき要件

豚・馬・家きん原料混合肉骨粉等の原料となる豚、馬又は家きん由来残さは、牛等の動物由来残さと分別して取り扱われている必要があります。従来、豚由来残さと家きん由来残さはそれぞれ分別して排出する必要がありましたが、今般の改正により、豚、馬及び家きん由来する残さを分別せず収集した混合原料の使用が可能となりました。

(1)と畜場（豚・馬共用）

原料混合肉骨粉の原料となる豚及び馬由来残さの原料収集先であると畜場は、以下の要件を満たす必要があります。

① 豚及び馬に由来する副産物（以下「豚・馬原料」という。）は、豚及び馬由来以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。

② 豚及び馬のと畜から枝肉になるまでの豚・馬原料が排出される処理工程（以下「豚・馬処理工程」という。）は、豚及び馬以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定すること。

なお、全ての豚・馬処理工程を豚及び馬以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等が困難な場合にあつては、一部の豚・馬処理工程について、壁で仕切る等の混入防止対策を施し、混入防止区域に設定すること。

また、豚・馬処理工程の作業は、豚及び馬専用の器具を用いること。

③ 豚・馬原料は、専用の保管容器に保存するとともに、豚・馬原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

なお、一部の豚・馬処理工程を混入防止区域とした場合にあつては、豚・馬原料に混入防止区域以外から排出される副産物が混入しないよう分別され、保管されていること。

④ 混入防止区域の作業は、豚及び馬専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚及び馬以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。

なお、一部の豚・馬処理工程を混入防止区域とした場合にあつては、豚及び馬の作業員が混入防止区域に立ち入る際に、作業着や靴等を洗浄すること。

⑤ 豚・馬原料に豚・馬原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

⑥ 豚・馬原料の出荷に当たっては、豚・馬原料以外が混入していないことをクの確認責任者が確認した上で、原料供給管理票が発行されること。

⑦ 豚・馬原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、豚・馬原料を入れる容器は、豚・馬原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。豚・馬原料と豚・馬原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚・馬原料以外の動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

⑧ ①から⑦までの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

⑨ ①から⑧までが確実に実施されている豚原料を出荷すること。

(2) カット場等（豚・馬・家きん共用）

原料混合肉骨粉の原料となる豚（いのししを含む。以下同じ。）、馬又は家きん由来残さの原料収集先であるカット場等は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① と畜場等より輸送される豚及び馬の枝肉又は枝肉以外の可食部（頭部、足部、骨及び内臓をいう。）は、豚及び馬の枝肉又は枝肉以外の可食部（以下「枝肉等」という。）のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。豚及び馬の枝肉等の輸送容器は、豚及び馬の枝肉等の専用容器を用いるか、豚及び馬の枝肉等を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚及び馬以外の血液等を十分に落とした容器を用いること。

なお、食鳥処理場、カット場等より輸送されるカット等された豚肉、馬肉及び家きん肉等（骨を含む。以下「豚・馬・家きんカット肉等」という。）は、豚・馬・家きんカット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、豚・馬・家きんカット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

- ② 豚及び馬の枝肉等並びに豚・馬・家きんカット肉等の保管から原料混合肉骨粉の原料となる副産物が生じるカット等の工程までは、豚及び馬の枝肉等並びに豚・馬・家きんカット肉等以外の動物のカット肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。

カット等の工程の作業には、豚、馬及び家きん専用の器具を用いること。

- ③ 原料混合肉骨粉の原料となる豚、馬及び家きんに由来する副産物（以下「豚・馬・家きん原料」という。）は、専用の保管容器に分別して保存するとともに、豚・馬・家きん原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
- ④ 混入防止区域の作業は、豚、馬及び家きん専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。

また、豚、馬及び家きん以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。

- ⑤ 豚・馬・家きん原料に豚・馬・家きん原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。
- ⑥ 豚・馬・家きん原料の出荷に当たっては、豚・馬・家きん原料以外が混入していないことを確認責任者が確認した上で、原料供給管理票が発行されていること。
- ⑦ 豚・馬・家きん原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。

なお、豚・馬・家きん原料を入れる容器は、豚・馬・家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。

また、豚・馬・家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚・馬・家きん原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

- ⑧ ①から⑦までの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。
- ⑨ ①から⑧までが確実に実施されている豚・馬・家きん原料を出荷すること。

(3) 食品加工工場

原料混合肉骨粉の原料となる豚、馬又は家きん由来残さの原料収集先である食品加工工場（豚カット肉、馬カット肉又は家きんカット肉等を主たる原材料として加工する食品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場）は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 豚・馬・家きんカット肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ（以下「豚・馬・家きん加工食品残さ」という。）は、当該加工食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくはしかに由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないこと又は豚・馬・家きん加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを豚・馬・家きん原料とすること。
- ② 豚・馬・家きん原料たる豚・馬・家きん加工食品残さは、豚、馬又は家きん由来の肉、骨等を主体（動物質のものがおおむね5割以上）とするものであること。
- ③ 豚・馬・家きん原料は、専用の保管容器に保存するとともに、豚・馬・家きん原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
- ④ 豚・馬・家きん原料の出荷に当たっては、豚・馬・家きん原料以外が混入していないことを確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。
- ⑤ 豚・馬・家きん原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、豚・馬・家きん原料を入れる容器は、豚・馬・家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。豚・馬・家きん原料と豚・馬・家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚・馬・家きん原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。
- ⑥ ①から⑤までの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。
- ⑦ ①から⑥までが確実に実施されている豚・馬・家きん原料を出荷すること。

4. 原料収集先に関する製造基準適合確認関係手続

新たに馬肉骨粉等の製造基準適合確認を受けようとする飼料製造業者、また、豚・家きん原料混合肉骨粉の適合確認を既に受けている飼料製造業者が新たに原料収集先を追加しようとする場合の手続きを記載します。

(1) 自主確認及び原料供給契約の締結

- ① 飼料製造業者は、原料収集先が2の要件（馬肉骨粉等の原料となるもの）又は3の要件（豚・馬・家きん原料混合肉骨粉）を具備していることを自主的に確認の上、原料供給契約を締結します（契約例は別添1、作業マニュアル例は別添2）。
- ② 飼料製造業者は、当該原料を受け入れる製造事業場の所在地を業務範囲とする独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の本部又は地域センターに製造基準適合確認申請書（案）又は原料収集先の追加に係る変更届（案）を提出し、原料収集先の所在地を管轄する農林水産省地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県に

あつては内閣府沖縄総合事務局)に、同行調査の実施をご相談ください。

- ③ 従来、豚由来原料と家きん由来原料を分別して排出していた原料収集先が豚・家きん混合原料として排出するよう取扱いを変える場合、契約内容の変更や作業マニュアルの変更を要します。この場合、原料収集先との契約書の変更に係る変更届の提出が必要ですが、このような原料収集先への改めでの同行調査は必要ありません。

(2) 同行調査の実施

馬肉骨粉等及び原料混合肉骨粉等の工場にと畜残さ、カット残さ、食品加工残さを供給すると畜場、カット場等、食品加工工場等については、原則として、原料収集先の確認基準への適合状況の確認に係る同行調査を実施します。

(1)の自主確認については、同行調査がなされた後も定期的の実施される必要があります。FAMIC又は農林水産省地方農政局から自主確認の実施状況を確認させていただく場合があります。

(3) 申請書、変更届の提出

同行調査の結果に問題がなければ、飼料製造業者は、製造基準適合確認申請書又は原料収集先の追加に係る変更届を提出してください。

○と畜場と化製業者等（馬肉骨粉製造業者）との契約例

（一部の馬処理工程を混入防止区域とする場合）

契約書

と畜場_____（以下「甲」という。）と
化製業者等_____（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する馬に由来する副産物（以下「馬原料」という。）の引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、馬原料を飼料の原料として引き受けること。
- 2 甲は、馬原料を乙（乙の委託により馬原料の運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）事業所におけると畜処理に関する事項

- ① 馬肉骨粉等又は原料混合肉骨粉等の原料となる馬原料は、馬以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。
- ② 馬のと畜から枝肉になるまでの処理工程（以下「馬処理工程」という。）のうち、〇〇から〇〇までの馬原料が排出される処理工程は、馬以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定すること。
- ③ 馬処理工程の作業は、馬専用の器具を用いること。
- ④ 馬原料は、専用の保管容器に保存するとともに、馬原料に混入防止区域以外から排出される副産物が混入しないよう分別され、保管されていること。
- ⑤ 混入防止区域の作業は、馬専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。馬以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。馬作業員が混入防止区域に立ち入る際に、作業着や靴等を洗浄すること。
- ⑥ 事業所ごとに馬原料に馬原料以外が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

（2）馬原料の出荷に関する事項

- ① 馬原料を出荷するごとに馬以外の動物質原料が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る馬原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を馬原料を運搬する者に持たせること。出荷に際して馬原料を入れる容器は、馬原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。
- ② 馬原料と馬原料以外の動物性たん白質等とが混載されて運搬される場合（甲自らが馬原料を運搬するときを含む。）には、馬原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いること。

（3）確認責任者の設置

- （1）及び（2）に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

4 本契約は、 年 月 日より確実に履行されること。

5 本契約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上解決する旨その他馬原料の引渡し・引受けに関し甲乙間で定めておくべき事項

年 月 日

(甲) 住 所 _____

事業所名を明記すること 業者名 _____

氏 名 _____ 印

(乙) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____ 印

○豚・家きん共用カット場等と化製業者等（豚・鶏原料混合肉骨粉製造業者）との契約例
（豚・家きん混合原料として排出）

契約書

豚・家きん共用カット場等 _____（以下「甲」という。）と
化製業者等 _____（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する豚及び家きんに由来する副産物（以下「豚・家きん原料」という。）の引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、豚・家きん原料を飼料の原料として引き受けること。

2 甲は、豚・家きん原料を乙（乙の委託により豚・家きん原料の運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）事業所におけると畜処理に関する事項

① と畜場等より輸送される豚の枝肉又は枝肉以外の可食部（頭部、足部、骨及び内臓をいう。）（以下「枝肉等」という。）は、豚以外のものが付着しないよう保管等管理されたものであり、豚の枝肉等のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。豚の枝肉等の輸送容器は、豚の枝肉等の専用容器か、豚の枝肉等を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚以外の血液等を十分に落とすこと。

また、カット場等より輸送されるカットされた豚肉等（骨を含む。以下「豚カット肉等」という。）は、豚カット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、豚カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

食鳥処理場又はカット場等より輸送される家きん肉の受入れに当たっ

ては、家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質を受け入れないこと。

- ② 豚の枝肉等及び豚カット肉等並びに家きん肉の保管から豚・家きん原料が生じるカットの工程までは、豚及び家きん以外の枝肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。
- ③ カットの工程の作業は、豚及び家きん専用の器具を用いること。
- ④ 豚・家きん原料は、専用の保管容器に保存するとともに、豚・家きん原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
- ⑤ 混入防止区域の作業は、豚及び家きん専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚及び家きん以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。
- ⑥ 事業所ごとに豚・家きん原料に豚・家きん原料以外が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

(2) 豚・家きん原料の出荷に関する事項

- ① 豚・家きん原料を出荷するごとに豚及び家きん以外の動物性原料が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る豚・家きん原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を豚・家きん原料を運搬する者に持たせること。出荷に際して豚・家きん原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。
- ② 豚・家きん原料と豚・家きん原料以外の動物性たん白質等とが混載されて運搬される場合（甲自らが豚・家きん原料を運搬するときを含む。）には、豚・家きん原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いること。

(3) 確認責任者の設置

(1) 及び(2)に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

4 本契約は、 年 月 日より確実に履行されること。

5 本契約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上解決する旨その他豚・家きん原料の引渡し・引受けに関し甲乙間で定めておくべき事項

年 月 日

(甲) 住 所 _____

事業所名を明記すること 業者名 _____

氏 名 _____ 印

(乙) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____ 印

○と畜場（一部の馬処理工程を混入防止区域とする場合）

＜馬肉骨粉等の原料用＞

制定年月日
事業場の名称

馬に由来する副産物の分別管理のための作業マニュアル

このマニュアルは、「馬肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」）の規定に基づき、馬肉骨粉等の原料となる馬の骨その他の副産物（以下「馬原料」という）に馬以外の畜産物等の動物質原料が混入しないために作業上注意すべき事項を定めるものである。

1 と畜処理に関する事項

- （1）馬原料は、馬以外の畜産物等の動物質原料と分別する。
- （2）馬のと畜から枝肉になるまでの処理工程（以下「馬処理工程」という。）のうち、〇〇から〇〇までの馬原料が排出される処理工程は、馬以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定する。
- （3）馬処理工程の作業は、馬専用の器具を用いる。
- （4）馬原料は、専用の保管容器に保存するとともに、馬原料に混入防止区域以外から排出される副産物が混入しないよう分別され、保管されていること。
- （5）混入防止区域の作業は、馬専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。馬以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らない。馬作業員が混入防止区域に立ち入る際に、作業着や靴等を洗淨する。

2 馬原料の出荷に関する事項

- （1）馬原料を出荷するごとに、出荷に係る馬原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を発行し、馬原料を運搬する者に持たせる。
- （2）馬原料を出荷するに当たって用いる容器は、馬原料が入っている旨が明示された専用容器を用いる。
- （3）馬原料が馬原料以外の動物性たん白質等と混載されて運搬される場合（自ら馬原料を運搬するときを含む）には、馬原料に馬原料以外の動物由来たん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いる。

3 分別体制の確認・管理に関する事項

- （1）1及び2に関する事項を定期的に確認する責任者（以下「確認責任者」という）は、〇〇課長とする。
- （2）確認責任者は、1及び2に関する事項の確認を行うとともに、馬原料と混入防止

区域外の畜産物等の動物質原料の分別に関し、次に掲げる事項を管理する。

- ① 作業者に対する混入防止区域への立入の制限、立入時の作業着や靴等の洗浄、馬原料と混入防止区域外の畜産物等の動物質原料の分別作業の指導監督
- ② 馬原料と混入防止区域外の畜産物等の動物質原料の分別、保管及び搬出の確認及び記録
- ③ 馬原料の出荷ごとの混入防止区域外の畜産物等の動物質原料が混入していないことについての確認

(3) 確認責任者は、帳簿を整備し、次に掲げる事項について記録を行う。

馬原料の出荷先ごとの搬出量

(重量、コンテナ数、処理頭数等)

(4) (3) の帳簿及び出荷した馬原料に係る受渡伝票等(原料供給管理票の発行記録等)については、2年間保存する。

○豚・家きん共用カット場

<原料混合肉骨粉等の原料用>

制定年月日
事業場の名称

豚及び家きんに由来する副産物の分別管理のための作業マニュアル

このマニュアルは、「原料混合肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準」(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」)の規定に基づき、原料混合肉骨粉等の原料となる豚(イノシシを含む。以下同じ。)及び家きんの骨その他の副産物(以下「豚・家きん原料」という)に豚及び家きん以外の畜産物等の動物質原料が混入しないために作業上注意すべき事項を定めるものである。

1 食肉処理に関する事項

(1) と畜場等より輸送される豚の枝肉又は枝肉以外の可食部(頭部、足部、骨及び内臓をいう。)(以下「枝肉等」という。)は、豚以外のものが付着しないよう保管等管理されたものであり、豚の枝肉等のみを輸送容器に入れて輸送されたものとする。豚の枝肉等の輸送容器は、豚の枝肉等の専用容器か、豚の枝肉等を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚以外の血液等を十分に落としたものを使用する。

また、食鳥処理場又はカット場等より輸送されるカットされた豚肉及び家きん肉等(骨を含む。以下「豚・家きんカット肉等」という。)は、豚・家きんカット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、豚・家きんカット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものとする。

(2) 豚の枝肉等及び豚・家きんカット肉等の保管から豚・家きん原料が生じるカット

の工程までは、豚及び家きん以外の枝肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定する。

- (3) カットの工程の作業は、豚及び家きん専用の器具を用いる。
- (4) 豚・家きん原料は、豚・家きん原料専用の容器に入れ、豚・家きん原料以外が混入しないよう分別して保管する
- (5) 混入防止区域の作業は、豚及び家きん専用の作業着や靴等を着用した作業員が行い、豚及び家きん以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らない。

2 豚・家きん原料の出荷に関する事項

- (1) 豚・家きん原料を出荷するごとに、出荷に係る豚・家きん原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を発行し、豚・家きん原料を運搬する者に持たせる。
- (2) 豚・家きん原料を出荷するに当たって用いる容器は、豚・家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いる。
- (3) 豚・家きん原料が豚・家きん原料以外の動物性たん白質等と混載されて運搬される場合（自ら豚・家きん原料を運搬するときを含む。）には、豚・家きん原料に豚・家きん原料以外の動物由来たん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いる。

3 分別体制の確認・管理に関する事項

- (1) 1及び2に関する事項を定期的に確認する責任者（以下「確認責任者」という）は、〇〇課長とする。
- (2) 確認責任者は、1及び2に関する事項の確認を行うとともに、豚・家きん原料と豚及び家きん以外の畜産物等の動物質原料の分別に関し、次に掲げる事項を管理する。
 - ① 作業者に対する豚・家きん原料と豚及び家きん以外の畜産物等の動物質原料の分別作業の指導監督
 - ② 豚・家きん原料と豚及び家きん以外の畜産物等の動物質原料の分別、保管及び搬出の確認及び記録
 - ③ 豚・家きん原料の出荷ごとの豚及び家きん以外の畜産物等の動物質原料が混入していないことについての確認
- (3) 確認責任者は、帳簿を整備し、次に掲げる事項について記録を行う。
 - 豚・家きん原料の出荷先ごとの搬出量（重量、コンテナ数、処理頭羽数等）
- (4) (3)の帳簿及び出荷した豚・家きん原料に係る受渡伝票等（原料供給管理票の発行記録等）については、2年間保存する。

○収集業者等（豚・家きん混合残さとして取り扱う場合）

<豚・鶏原料混合肉骨粉等の原料用>

制定年月日
事業場の名称

豚及び家きんに由来する副産物の分別管理のための作業マニュアル

このマニュアルは、「豚、馬及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白等及び蒸製骨粉の製造工程に関する基準」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」）の規定に基づき、原料混合肉骨粉等の原料となる豚（イノシシを含む。以下同じ。）及び家きんの骨その他の副産物（以下「豚・家きん原料」という。）に豚及び家きん以外の畜産物等の動物質原料が混入しないために作業上注意すべき事項を定めるものである。

1 収集する豚・家きん原料に関する事項

収集する豚・家きん原料は、以下の要件を満たすと畜場、カット場等又は食鳥処理場から収集されたものに限る。

（1）と畜場の場合

- ① 原料混合肉骨粉等の原料となる豚原料は、豚以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。
- ② 豚のと畜から枝肉になるまでの豚原料が排出される処理工程（以下「豚処理工程」という。）は、豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定すること。
- ③ 豚処理工程の作業は、豚専用の器具を用いること。
- ④ 豚原料を入れる容器は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
- ⑤ 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。
- ⑥ 事業所ごとに豚原料に豚原料以外が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
- ⑦ 豚原料を出荷するごとに豚以外の動物質原料が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る豚原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を豚原料を運搬する者に持たせること。出荷に際して豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。
- ⑧ ①～⑦に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

＜豚のみを分別して取り扱うカット場等から豚原料を収集する場合＞

（2）カット場等の場合

- ① と畜場等より輸送される豚の枝肉又は枝肉以外の可食部（頭部、足部、骨及び内臓をいう。）（以下「枝肉等」という。）は、豚以外のものが付着しないよう保管等管理されたものであり、豚の枝肉等のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。豚の枝肉等の輸送容器は、豚の枝肉等の専用容器か、豚の枝肉等を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚以外の血液等を十分に落と

すこと。

また、カット場等より輸送されるカットされた豚肉等（骨を含む。以下「豚カット肉等」という。）は、豚カット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、豚カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

- ② 豚の枝肉等及び豚カット肉等の保管から豚原料が生じるカットの工程までは、豚以外の枝肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。
- ③ カットの工程の作業は、豚専用の器具を用いること。
- ④ 豚原料を入れる容器は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
- ⑤ 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。
- ⑥ 事業所ごとに豚原料に豚原料以外が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
- ⑦ 豚原料を出荷するごとに豚以外の動物質原料が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る豚原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を豚原料を運搬する者に持たせること。出荷に際して豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。
- ⑧ ①～⑦に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

＜豚・家きん共用カット場等から豚及び家きんの混合原料を収集する場合＞

（２）カット場等の場合

- ① と畜場等より輸送される豚の枝肉又は枝肉以外の可食部（頭部、足部、骨及び内臓をいう。）（以下「枝肉等」という。）は、豚以外のものが付着しないよう保管等管理されたものであり、豚の枝肉等のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。豚の枝肉等の輸送容器は、豚の枝肉等の専用容器か、豚の枝肉等を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚以外の血液等を十分に落とすこと。

また、食鳥処理場又はカット場等より輸送されるカットされた豚肉及び家きん肉等（骨を含む。以下「豚・家きんカット肉等」という。）は、豚・家きんカット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、豚・家きんカット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものとする。

- ② 豚の枝肉等及び豚・家きんカット肉等の保管から豚・家きん原料が生じるカットの工程までは、豚及び家きん以外の枝肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。
- ③ カットの工程の作業は、豚及び家きん専用の器具を用いること。
- ④ 豚・家きん原料を入れる容器は、専用の保管容器に保存するとともに、豚・家きん原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
- ⑤ 混入防止区域の作業は、豚及び家きん専用の作業着や靴等を着用した作業員が

行うこと。豚及び家きん以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。

⑥ 事業所ごとに豚・家きん原料に豚・家きん原料以外が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

⑦ 豚・家きん原料を出荷するごとに豚及び家きん以外の動物質原料が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る豚・家きん原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を豚・家きん原料を運搬する者に持たせること。出荷に際して豚・家きん原料を入れる容器は、豚・家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。

⑧ ①～⑦に掲げる事項を定期的を確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

(3) 食鳥処理場及び家きんカット場等の場合

① 家きん原料は、食鳥処理場又は家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質を受け入れていない家きんカット場等から収集されたものに限ること。

② 家きん原料を出荷するごとに出荷に係る家きん原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を家きん原料を運搬する者に持たせること。出荷に際して家きん原料を入れる容器は、家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。

③ ②に掲げる事項を定期的を確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

2 豚・家きん原料の輸送に関する事項

(1) 豚・家きん原料の輸送に当たっては、豚・家きん原料に豚及び家きん以外の動物質原料が混入しないように輸送する。豚・家きん原料を入れる容器は、豚・家きん原料が入っている旨明示された専用容器を用いる。

(2) 豚・家きん原料と豚・家きん原料以外の動物性たん白質等とが混載されて運搬される場合には、豚・家きん原料に豚・家きん原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いる。

(3) 輸送車には、原料供給管理票を携行する。

<豚・家きん原料の集積所等で一時的に保管・出荷しているような場合には、3の規定を設ける>

3 豚・家きん原料の保管・出荷に関する事項

(1) 豚・家きん原料の保管

豚・家きん原料は、専用の容器に入れ、それ以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないよう保管する。

(2) 豚・家きん原料の出荷

① 豚・家きん原料を出荷するごとにそれ以外の動物質原料が混入していないことを確認する。出荷に際して豚・家きん原料を入れる容器は、豚・家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いる。

② 豚・家きん原料と豚・家きん原料以外の動物性たん白質等とが混載されて運搬

される場合には、豚・家きん原料に豚・家きん原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いる。

- ③ 豚・家きん原料を出荷するごとに、出荷に係る豚・家きん原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を発行し、豚・家きん原料を運搬する者に持たせる。

(3) 保管・出荷の管理

- ① (1) 及び (2) に関する事項を定期的に確認する責任者（以下「確認責任者」という。）は、〇〇課長とする。

- ② 確認責任者は、(1) 及び (2) に関する事項の確認を行うとともに、豚・家きん原料とそれ以外の畜産物等の動物質原料の分別に関し、次に掲げる事項を管理する。

ア 作業者に対する豚・家きん原料とそれ以外の畜産物等の動物質原料の分別作業の指導監督

イ 豚・家きん原料とそれ以外の畜産物等の動物質原料の分別、保管及び搬出の確認及び記録

ウ 豚・家きん原料を出荷するごとのそれ以外の動物質原料が混入していないことの確認

- ③ 確認責任者は、帳簿を整備し、次に掲げる事項について記録を行う。

豚・家きん原料の出荷先ごとの搬出量（重量、コンテナ数、処理頭羽数等）

- ④ ③の帳簿及び出荷した豚・家きん原料に係る受渡伝票等（原料供給管理票の発行記録等）については、2年間保存する。

＜豚・家きん原料を原料収集先所有の容器から自社（又は化製業者）所有の容器に移し替えることかある場合、4の規定を設ける＞

4 豚・家きん原料の容器の移替えに関する事項

(1) 豚・家きん原料の移替え

原料収集先所有の豚原料専用容器から豚原料を自社所有の豚・家きん原料専用容器に移し替える場合及び原料収集先所有の家きん原料専用容器から家きん原料を自社所有の豚・家きん原料専用容器に移し替える場合には、豚原料専用容器には豚原料以外の、家きん原料専用容器には家きん原料以外の動物にそれぞれ由来する血液その他のたん白質が混入しないように作業を行う。

(2) 豚・家きん原料の容器の洗浄

豚原料専用容器が豚原料以外、家きん原料専用容器が家きん原料以外の動物にそれぞれ由来する血液その他のたん白質が混入した場合は、当該専用容器を洗浄する。

(3) 容器の移替え・洗浄の管理

- ① (1) 及び (2) に関する事項を定期的に確認する責任者（以下「確認責任者」という。）は、〇〇課長とする。

- ② 確認責任者は、(1) 及び (2) に関する事項の確認を行う。